

忘れずに 手続きしましょう

春は、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなります。引っ越しで忘れてならないのが、転出や転入などの届け出。うっかり忘れてしまうと、小・中学校の入学通知書が届かないなど不都合が生じることがあります。忘れずに手続きを行いましょう。



まず市民課で手続きを

転出・転入・転居届は 市民課へ

世帯全員または世帯員の住所が変わったときは、市民課(市役所1階・☎201525)または市民課赤坂分室(中央公民館内・☎263327)で手続きをしてください。

届け出は、原則として本人または同一世帯の人が行いますが、代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。異動者の新・旧住所、世帯主名、氏名、生年月日、異動日を確認し届け出てください。

転出するとき(転出届)

本市からほかの市区町村へ移るときは、転出証明書を発行します。

す。新住所へ移る前に手続きをしてください。

必要なもの…国民健康保険証・介護保険証・老人医療受給者証(いずれも加入している人)

転入したとき(転入届)

ほかの市区町村から本市に移ってきたときは、新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

必要なもの…前住所地の市町村が発行した転出証明書、国民健康保険証・年金手帳・老人医療受給者証(いずれも加入している人)

市内で転居したとき(転居届)

新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

必要なもの…国民健康保険証・年金手帳・介護保険証・老人医療受給者証(いずれも加入している人)

世帯主が変わったとき(世帯主変更届)

世帯主が変わったときは、変わってから14日以内に手続きをしてください。

必要なもの…国民健康保険証(加入している人)

引っ越しの手続きをチェック

項目	手続きの内容	問い合わせ先
水道	県営水道(ニュータウン地区)…県水道局成田支所へ連絡し、閉栓・開栓日を指定。転出・転居時は精算が必要	県水道局成田支所(☎27-2231)
	市営水道(ニュータウン以外の地区)…市水道部または(株)ジェネッツへ連絡し、閉栓・開栓日を指定。転出・転居時は精算が必要	市水道部(☎22-0269)(株)ジェネッツ(☎22-8881)
下水道	下水道課または(株)ジェネッツへ連絡。転出・転居時は精算が必要	下水道課(☎20-1553)(株)ジェネッツ(☎22-8881)
し尿のくみ取り	下水道が整備されていない地区は環境衛生課へ連絡。最後のくみ取りは早めに連絡を	環境衛生課(☎20-1531)
原動機付き自転車	転出…ナンバー、標識交付証明書を持って税務課で廃車 転入…廃車証明書を持って税務課で登録 転居…手続きの必要なし	税務課(☎20-1513)
公立小・中学校	転出・転居…市民課で手続き後、学務課へ 転入…市民課で手続き後、前住所地の在学証明書を持って学務課へ	学務課(☎20-1581)
保育園・児童ホーム	児童家庭課に連絡	児童家庭課(☎20-1538)

国民健康保険・国民年金・介護保険・老人医療

国民健康保険や国民年金・介護保険の加入者、老人医療の受給者は、市民課に届け出をした後に、保険年金課(市役所1階・☎201526)で手続きをしてください。また、保険・年金などの資格に異動があったときも届け出をしてください。

そのほかにも 必要な手続きが

引っ越しするときは、転出・転入の届け出以外にも、さまざまな手続きが必要です。右表を参考に、届け出がないかも一度確認してみてください。

引っ越し時の手続きについて詳しくは各担当課へ。